

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、
名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	伊賀南部クリーンセンター計量案内等業務委託
2. 発注室	伊賀南部環境衛生組合 業務室
3. 業務概要・契約期間	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日 伊賀南部クリーンセンターの計量業務、車両誘導及び案内業務
4. 場所	伊賀市 奥鹿野 地内
5. 契約予定日	令和7年 4月 1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有すると発注担当者が判断した者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで名張市内または伊賀市内に所在する団体であること。